

函館市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等が、修学等の自立促進に必要な理由や疾病等の理由により、生活援助等のサービスが必要な場合または生活環境等の激変により、日常生活を営む上で支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「支援員」という。）を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 ひとり親家庭等日常生活支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、函館市とし、事業の実施については、事業を適切に実施できると認められる地域の母子・父子福祉団体、NPO法人または介護事業者等に委託する。

(定義)

- 第3条 この要綱において「母子家庭」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子が現に児童を扶養している家庭をいう。
- 2 この要綱において「父子家庭」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子が現に児童を扶養している家庭をいう。
- 3 この要綱において「寡婦」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する者をいう。
- 4 この要綱において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。
- 5 この要綱において「ひとり親家庭等」とは、母子家庭、父子家庭および寡婦をいう。

(対象世帯)

第4条 支援員の派遣の対象となる世帯は、函館市に居住するひとり親家庭等であって、次に掲げるいずれかの理由により、一時的に生活援助等のサービスが必要なものまたは生活環境等が激変し、日常生活を営む上で特に大きな支障が生じているものとする。

- (1) 技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な理由
- (2) 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張または学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる理由
- (3) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助等が必要な家庭
- (4) 前3号に掲げるもののほか、函館市福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要と認める理由

(サービス)

第5条 援助または支援が必要な者に支援員を派遣して行う便宜（以下「サービス」という。）の種類は、次のとおりとする。ただし、援助または支援が必要な者は、介護保険等で類似のサービスを利用できる場合には、当該サービスを優先し、利用するものとする。

- (1) 生活援助 家事、介護その他の日常生活のサービスをいう。
- (2) 子育て支援 保育サービスおよびこれに附帯するサービスをいう。

(利用日数および期間)

第6条 サービスを受けられる日数は、原則として月10日以内とし、同一の理由でサービスを利用できる期間は、一年度あたり6箇月以内とする。ただし、所長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

2 サービスの利用時間帯は、午前8時から午後6時までの間とする。

3 生活援助については、前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等の世帯の状況を勘案し、所長がやむを得ない事情があると認める場合は、必要最小限の範囲内で、利用時間帯を超えて利用させることができる。この場合における利用時間帯の延長は、午後9時を超えないものとする。

4 支援内容を生活援助と子育て支援に区分し、実施単位は1時間を単位とする。

(支援員の選定および資格等)

第7条 所長は、次の各号に掲げる要件を備えた者のうちから支援員を選定するものとする。

(1) 生活援助 生活援助の実施に必要な資格として所長が認めた資格を有する者、または、生活援助の実施に必要な研修として所長が認めた研修を修了した者

(2) 子育て支援 保育士資格もしくは幼稚園教諭普通免許を有することまたはそれらと同等以上の資格もしくは経験を有すると認められる者

(支援員名簿)

第8条 所長は、支援員の派遣の調整等を行うコーディネーターおよび支援員の氏名、連絡先、提供可能なサービスの種類等の事業の実施に必要な情報を記載した支援員名簿を作成するものとする。

2 所長から事業の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、支援員名簿に記載されている内容に変更があった場合は、その変更内容について、速やかに所長に報告しなければならない。

3 所長は、前項の報告があった場合は、速やかに支援員名簿の記載内容の変更を行うものとする。

(事業の実施場所)

第9条 事業の実施場所は、原則、次のとおりとする。

(1) 生活援助 被生活援助者の居宅

(2) 子育て支援 支援員の居宅

(利用登録の申請および登録)

第10条 支援員の派遣を受けようとするひとり親家庭等は、あらかじめ「ひとり親家庭等日常生活支援事業利用登録申請書」（別記第1号様式）に必要事項を記入し、所長に申請しなければならない。この場合において、書類の提出は、受託者を經由して行うことができる。

2 所長は、必要であると認めるときは、前項の申請をする世帯に対し、ひとり親家庭等であることを証する書類の提出を求めることができる。

3 所長は、第1項の申請を受けたときは、速やかに「ひとり親家庭等日常生活支援事

業利用登録世帯名簿」（別記第2号様式）に登録するものとし、登録した世帯に受付印押印後の「ひとり親家庭等日常生活支援事業利用登録申請書」の写しを交付するものとする。

（利用登録内容の変更）

第11条 前条第3項の申請書の写しの交付を受けた世帯（以下「利用登録世帯」という。）は、同条第1項の申請内容に変更があった場合には、速やかに受託者に連絡しなければならない。

2 前項の連絡を受けた受託者は、速やかに所長に通知しなければならない。

（支援員の派遣等の決定の手続き等）

第12条 利用登録世帯が支援員の派遣等を要請するときは、「ひとり親家庭等支援員派遣等要請書」（別記第3号様式）を所長に提出しなければならない。この場合において、書類の提出は受託者を經由して行うことができる。

2 所長は、前項の要請を受けたときは、速やかに支援員の派遣等の要否を決定し、要請した世帯および受託者に「受付票兼派遣等決定通知書」（別記第4号様式）により通知するものとする。

3 所長は、利用登録世帯の近隣に在住する者等から支援員の派遣等の要請があった場合には、当該世帯の意向を確認したうえで、速やかに派遣等の要否を決定し、当該利用登録世帯および受託者に通知するものとする。また、必要に応じて関係機関と連携を図るものとする。

（費用の負担）

第13条 支援員の派遣を受けた世帯（以下「利用世帯」という。）は、別表の世帯区分に応じ、同表に基づき算定された負担額を負担しなければならない。なお、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱う者の所得の計算に当たっては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項ならびに第4条第1項および第2項の規定の例によるものとし、同令第6条の7の規定は適用しないものとする。

2 前項の負担額は、利用世帯が、直接、受託者に支払うものとする。

3 所長は、第1項の負担額を決定するために必要があると認めるときは、利用世帯に対し、その所得および課税の状況を証する書類の提出を求めるものとする。

（派遣等の中止）

第14条 利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者は、支援員の派遣等を中止できるものとする。

(1) 感染症にり患している者またはその疑いがある者がいるとき。

(2) 支援員に対し危害を加えるおそれがある者がいると認められるとき。

(3) その他サービスの提供ができない相当の理由があると所長が認めるとき。

2 受託者は、前項第1号または第2号に該当する者がいることにより派遣等を中止したときは、速やかに所長に通知するものとする。

（守秘義務）

第15条 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(派遣等の確認と報告)

第16条 受託者は、派遣等の事業を行った都度、その事業内容を「ひとり親家庭等支援員派遣等活動報告書」(別記第5号様式)に記載し、利用世帯の確認を受けたうえで、月ごとに当該報告書を所長に提出しなければならない。

(関係機関との連携)

第17条 所長は、事業を実施するにあたっては、受託者および民生委員、児童委員、母子生活支援施設など他の関係機関との連絡調整を十分に行うものとする。

(研さん等)

第18条 支援員は、日ごろから家事援助技術等の研さんに努め、支援員としての自らの資質の向上を図るものとする。

2 支援員は、サービスの提供にあたっては、利用者の人格を尊重しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、ひとり親家庭等への支援員の派遣に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

利用者の世帯区分		利用者の負担額（1時間あたり）	
		子育て支援 (児童1人につき)	生活援助
A	生活保護世帯，市民税非課税世帯	0円	0円
B	児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
C	上記以外の世帯	150円	300円

備考

- 1 利用世帯区分の判定は，利用期日に応じて判定するものとする。その場合，市民税の課税状況は，4月から6月末にあっては前年度分，7月から翌年3月にあっては当該年度分により判定するものとする。
- 2 児童扶養手当支給水準の世帯とは，児童扶養手当の支給を受けているか同等の所得水準である世帯である。世帯区分 A, B および C の適用については，B は A 以外の世帯，C は A および B 以外の世帯とする。
- 3 支援時間に1時間未満の端数がある場合においては，次のとおりとする。
 - (1) 支援時間が1時間未満のとき 1時間に切り上げる。
 - (2) 支援時間が1時間以上であって，その支援時間に30分未満の端数があるときその端数を切り捨てる。
 - (3) 支援時間が1時間以上であって，その支援時間に30分以上の端数があるときその端数を1時間に切り上げる。
- 4 子育て支援の計算は次による。
 - (1) 児童が2人以上いる場合は，1人目については上の表に掲げる額とし，2人目以降の児童については，同表に掲げる額に0.5を乗じて得た額とする。
 - (2) 前により計算した負担額の合計額に10円未満の端数が生じた場合は，その端数を切り捨てるものとする。

別記第1号様式（第10条関係）

ひとり親家庭等日常生活支援事業利用登録申請書

令和 年 月 日

函館市福祉事務所長 様

（申請者と登録者が同じ場合は記入不要）

住 所

申請者

氏 名

次のとおり、函館市ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者としての登録を申請します。なお、利用登録の可否の認定、費用負担額の認定に必要なときは、公簿を閲覧されることに同意し、また、支援員の派遣要請をした際に、登録した内容のうち派遣等に必要情報を本事業の委託を受けた事業所および支援員に提供されることに意義ありません。

登録者氏名				自宅電話		
住 所				携帯電話		
勤 務 先				勤務先電話		
生年月日	年 月 日 (歳)			世帯区分	母子・寡婦・父子	
緊 急 連 絡 先	連絡先名称等			連絡先住所・電話番号		
利用世帯 の 状 況	氏 名	続柄	性別	生年月日	勤務先・学校等	健康状態など参考事項
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		

※ 以下は、記入しないでください。

世帯区分の確認		<input type="checkbox"/> 母子世帯 <input type="checkbox"/> 父子世帯 <input type="checkbox"/> 寡婦世帯					
生計状況	生活保護	有 ・ 無			児童扶養手当	有 ・ 無	
	適用の有無	年 月 日開始			証 書 番 号	第 号	
	当該年度 市民税 課税状況	均等割額	円		当該年度 所 得 (年度)	所得額(控除後)	円
		所得割額	円			扶 養 人 数	人
確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者証 <input type="checkbox"/> 市町村民税課税証明書 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給者証 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 養育費等に関する申告書 <input type="checkbox"/> ()			児童扶養手当水準該当	該当・非該当		
				制限額	円		

別記第3号様式（第12条関係）

ひとり親家庭等支援員派遣等要請書

令和 年 月 日

函館市福祉事務所長 様

（申請者と要請者が同じ場合は記入不要）

住 所

要請者

氏 名

次のとおり、支援員の派遣等を要請します。

登録者氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）
住 所		電話番号	
支援の区分	<input type="checkbox"/> 生活援助	<input type="checkbox"/> 子育て支援（子ども 人）	
支援の場所	<input type="checkbox"/> 利用者宅	<input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> 送迎（場所 ）	
最寄の公共交通機関	<input type="checkbox"/> 市電 <input type="checkbox"/> バス 最寄電停・バス停名称（ ）		
派遣等理由	<input type="checkbox"/> 自立促進	<input type="checkbox"/> 技能習得のための通学 <input type="checkbox"/> 就職活動 <input type="checkbox"/> その他（ ） 詳細	
	<input type="checkbox"/> 社会的理由	<input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 看護 <input type="checkbox"/> 事故 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 冠婚葬祭 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 残業 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 出張 <input type="checkbox"/> 学校等公的行事への参加 <input type="checkbox"/> その他（ ） 詳細	
	<input type="checkbox"/> 生活環境の激変	詳細	
派遣等 依頼日時 および 場所	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	令和 年 月 日（ ）	: ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
サービスの内容	<input type="checkbox"/> 乳幼児の保育 <input type="checkbox"/> 児童の生活指導 <input type="checkbox"/> 食事の世話 <input type="checkbox"/> 住居の掃除 <input type="checkbox"/> 身の回りの世話 <input type="checkbox"/> 生活必需品等の買物 <input type="checkbox"/> 医療機関等との連絡 <input type="checkbox"/> 保育所等への送迎 <input type="checkbox"/> （ ）		

別記第4号様式（第12条関係）

受付票兼派遣等決定通知書

（受付年月日：令和 年 月 日）

登録者氏名			登録番号		
登録者住所					
世帯区分	<input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子				
サービスの種類	<input type="checkbox"/> 生活援助 <input type="checkbox"/> 子育て支援				
派遣等 依頼日時 および 場所	令和 年 月 日（ ） : ~ :				
	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	令和 年 月 日（ ） : ~ :				
	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	令和 年 月 日（ ） : ~ :				
	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	令和 年 月 日（ ） : ~ :				
	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	令和 年 月 日（ ） : ~ :				
	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	令和 年 月 日（ ） : ~ :				
	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
サービスの内容	<input type="checkbox"/> 乳幼児の保育 <input type="checkbox"/> 児童の生活指導 <input type="checkbox"/> 食事の世話 <input type="checkbox"/> 住居の掃除 <input type="checkbox"/> 身の回りの世話 <input type="checkbox"/> 生活必需品等の買物 <input type="checkbox"/> 医療機関等との連絡 <input type="checkbox"/> 保育所等への送迎 <input type="checkbox"/> （ ）				
派遣等理由	<input type="checkbox"/> 自立促進		<input type="checkbox"/> 技能習得のための通学 <input type="checkbox"/> 就職活動 <input type="checkbox"/> その他（ ） 詳細		
	<input type="checkbox"/> 社会的理由		<input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 看護 <input type="checkbox"/> 事故 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 冠婚葬祭 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 残業 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 出張 <input type="checkbox"/> 学校等公的行事への参加 <input type="checkbox"/> その他（ ） 詳細		
	<input type="checkbox"/> 生活環境の激変		詳細		

決定	派遣等の可否	<input type="checkbox"/> 派遣等可 <input type="checkbox"/> 派遣等不可（理由： ）			
	費用負担区分	<input type="checkbox"/>	A 生活保護世帯，市民税非課税世帯		
		<input type="checkbox"/>	B 児童扶養手当支給水準の世帯		
		<input type="checkbox"/>	C 上記以外の世帯		
費用負担基準	<input type="checkbox"/> 生活援助 1時間あたり	円			
	<input type="checkbox"/> 子育て支援 1時間あたり	円			
備考					

上記のとおり受付，決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

様

函館市福祉事務所長

別記第5号様式（第16条関係）

ひとり親家庭等支援員派遣等活動報告書

令和 年 月 日

函館市福祉事務所長 様

住所
受託者
氏名

支援員派遣等活動内容につきまして、次のとおり報告します。

サービスの種類	<input type="checkbox"/> 生活援助	<input type="checkbox"/> 子育て支援（子ども 人）	利用者 確認欄 (署名も可)
実施の場所	<input type="checkbox"/> 利用者宅	<input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> 送迎（場所 ）	
派遣等 依頼日時 および 場所	令和 年 月 日（ ） : ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他 子どもの人数（ 人）	
	令和 年 月 日（ ） : ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他 子どもの人数（ 人）	
	令和 年 月 日（ ） : ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他 子どもの人数（ 人）	
	令和 年 月 日（ ） : ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他 子どもの人数（ 人）	
	令和 年 月 日（ ） : ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他 子どもの人数（ 人）	
	令和 年 月 日（ ） : ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他 子どもの人数（ 人）	
	令和 年 月 日（ ） : ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他 子どもの人数（ 人）	
	令和 年 月 日（ ） : ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他 子どもの人数（ 人）	
	令和 年 月 日（ ） : ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他 子どもの人数（ 人）	
	令和 年 月 日（ ） : ~ :	<input type="checkbox"/> 利用者宅 <input type="checkbox"/> 支援員宅 <input type="checkbox"/> その他 子どもの人数（ 人）	
サービスの内容	<input type="checkbox"/> 乳幼児の保育 <input type="checkbox"/> 児童の生活指導 <input type="checkbox"/> 食事の世話 <input type="checkbox"/> 住居の掃除 <input type="checkbox"/> 身の回りの世話 <input type="checkbox"/> 生活必需品等の買物 <input type="checkbox"/> 医療機関等との連絡 <input type="checkbox"/> 保育所等への送迎 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
備考 (場所の変更が あった場合等)			

※ 報告書は月ごとに提出が必要です。月をまたいで支援が行われたときは、報告書を月ごとに提出してください。

※ 以下は記入しないでください。

生活援助	子育て支援	利用者負担額
<input type="checkbox"/> 通常時間帯 2,250円× 時間= 円 2,100円× 時間= 円 1,950円× 時間= 円	<input type="checkbox"/> 通常時間帯 児童 名 900円× 時間× = 円 830円× 時間× = 円 750円× 時間× = 円	<input type="checkbox"/> 生活援助 0円 <input type="checkbox"/> A階層 <input type="checkbox"/> B階層 150円× 時間= 円
<input type="checkbox"/> 夜間時間帯 2,710円× 時間= 円 2,560円× 時間= 円 2,410円× 時間= 円	<input type="checkbox"/> 移動時間 30分以上1時間未満 930円× 回= 円 1時間以上 1,530円× 回= 円	<input type="checkbox"/> C階層 300円× 時間= 円 <input type="checkbox"/> 子育て支援 児童 名 0円 <input type="checkbox"/> A階層 <input type="checkbox"/> B階層
<input type="checkbox"/> 移動時間 30分以上1時間未満 930円× 回= 円 1時間以上 1,860円× 回= 円	<input type="checkbox"/> 交通費 500円× 回= 円	<input type="checkbox"/> C階層 70円× 時間× = 円 150円× 時間× = 円
時間数合計 時間 報酬額合計 円	時間数合計 時間 報酬額合計 円	時間数合計 時間 負担額合計 円